

尖閣諸島周辺海域における中国公船及び中国漁船の活動状況について

平成 28 年 8 月 9 日

事案の概要

- (1) 平成 28 年 8 月 5 日午後 1 時 30 分頃、中国漁船に続いて、中国公船（中国政府に所属する船舶）1 隻が尖閣諸島周辺領海に侵入した。その後、8 日午後 6 時までに、最大 15 隻の中国公船が同時に接続水域に入域、延べ 17 隻が領海に侵入した。

約 200～300 隻の漁船が尖閣諸島周辺の接続水域で操業するなかで、最大 15 隻という多数の中国公船も同じ海域に集結し、中国漁船に続いて領海侵入を繰り返すといった事象が確認されたのは今回が初めてである。

なお、尖閣諸島周辺の接続水域に通常展開している中国公船（3 隻程度）及び南シナ海のスカボロー礁周辺に通常展開している中国公船（4～5 隻と言われる）に比しても、現在尖閣諸島周辺には、はるかに多くの中国公船が展開している。



い集する漁船の状況



中国公船と漁船の状況

(2) 中国公船及び中国漁船による領海侵入等の状況は下図のとおり。

(平成 28 年 8 月 8 日午後 6 時現在)

	中国公船 (領海侵入隻数)	中国漁船 (退去警告隻数)
8月5日	3隻	7隻
8月6日	なし	1隻
8月7日	11隻	15隻
8月8日	3隻	20隻

※上記隻数は延べ隻数

(3) 尖閣諸島周辺海域で確認された中国公船の概要



※は、砲らしきものを搭載している中国公船

■は、領海侵入した中国公船

- (4) 事態をエスカレートさせるこうした中国側の行動は我が国として全く容認できるものではなく、現場において我が国領海内に侵入しないよう警告し、領海侵入が発生した際には、その都度現場において退去要求等を行い、冷静かつ毅然と対処するとともに、外交ルートを通じて中国政府に対して直ちに嚴重に抗議し、即時の退去及び再発防止を強く求めている。

中国政府への主な抗議

<日本側の主張のポイント>

- ◆中国公船の尖閣諸島領海侵入や同海域での活動は我が国主権の侵害であり、断固として認められない。
- ◆我が国から累次にわたって厳しい抗議を行っているにもかかわらず、中国側が現場の緊張を更に高める一方的な行動をとっていることは断じて受け入れられない。
- ◆直ちに我が国領海から退去し、また、接続水域から立ち去るよう強く抗議。

<主な抗議の例>

8月5日(金)

【中国公船による領海侵入】

- 15:05 頃／16:30 頃 アジア大洋州局参事官 → 在京大公使参事官
17:10 頃 杉山外務事務次官 → 程永華駐日大使
17:30 頃 伊藤在中国大次席公使 → 欧陽玉靖・外交部边境海洋事務司长

8月6日(土)

【周辺海域に新たに複数の中国公船確認】

- 11:45 頃 金杉アジア大洋州局長 → 郭燕・在京大公使
13:15 頃 横井駐中国大使 → 孔鉉佑・外交部部長助理
18:00 頃 伊藤次席 → 欧陽玉靖・外交部边境海洋事務司长
18:15 頃 金杉アジア大洋州局長 → 郭燕・在京大公使

8月7日(日)

【周辺海域に新たに複数の中国公船確認】

- 08:29 頃 金杉アジア大洋州局長 → 郭燕・在京大公使
10:15 頃 伊藤次席 → 欧陽玉靖・外交部边境海洋事務司长

(↓次項に続く)

【中国公船による領海侵入】

- 11:25 頃 杉山外務事務次官 → 程永華大使
13:25 頃 横井大使 → 孔鉉佑・外交部部長助理
14:00 頃 滝崎アジア大洋州局審議官 → 郭燕・在京大公使
17:00 頃 杉山外務事務次官 → 程永華大使
20:10 頃 石兼総合外交政策局長 → 郭燕・在京大公使
21:20 頃 石兼総合外交政策局長 → 郭燕・在京大公使
22:10 頃 横井大使 → 孔鉉佑・外交部部長助理

【現場の緊張を更に高める中国側の行動】

- 23:15 頃 金杉アジア大洋州局長 → 郭燕・在京大公使

8月8日(月)

【中国公船による領海侵入】

- 12:45 頃 金杉アジア大洋州局長 → 郭燕・在京大公使
16:00 頃 伊藤次席 → 欧陽玉靖・外交部辺境海洋事務司長
19:30 頃 金杉アジア大洋州局長 → 郭燕・在京大公使
21:10 頃 伊藤次席 → 欧陽玉靖・外交部辺境海洋事務司長

8月9日(火)

- 10:10 頃 岸田外務大臣 → 程永華大使
11:10 頃 伊藤次席 → 欧陽玉靖・外交部辺境海洋事務司長

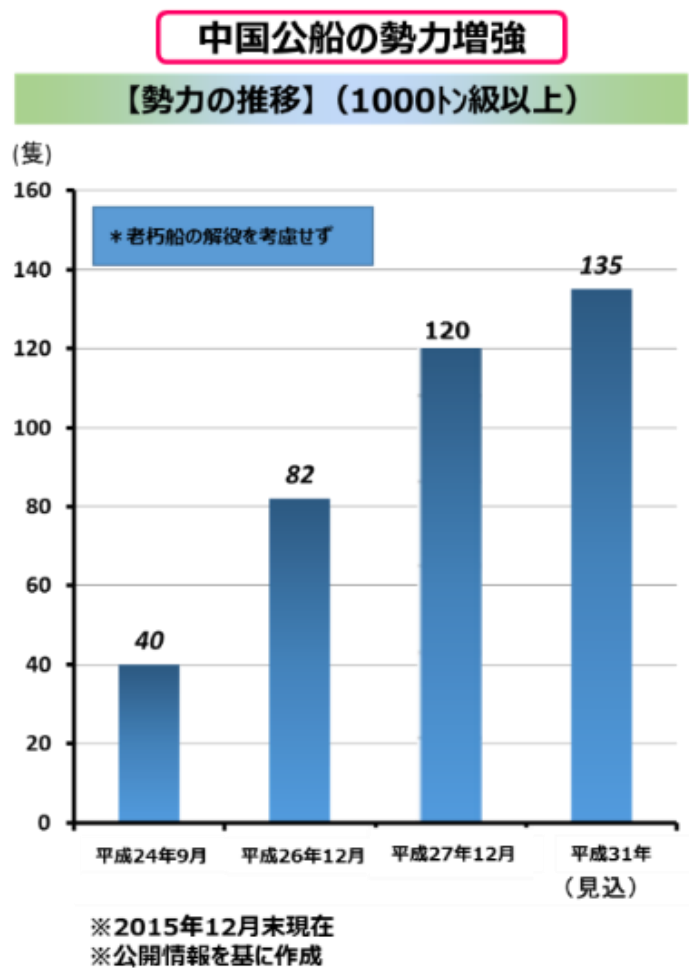
(参考1) 尖閣諸島周辺海域への中国公船の接近に関わる過去の経緯等

(1) 尖閣諸島周辺海域における動向

- 平成20年12月8日、中国公船2隻が突如として我が国尖閣諸島周辺の領海内に初めて侵入し、度重なる海上保安庁巡視船からの退去要求及び外交ルートを通じた抗議にもかかわらず、同日夕刻までの約9時間にわたり我が国領海内を徘徊・漂泊する事案が発生。
- 平成22年9月7日の尖閣諸島周辺の我が国領海内での中国漁船衝突事件以降は、中国公船が従来以上の頻度で尖閣諸島周辺海域を航行するようになり、平成23年8月に2隻、平成24年3月に1隻、同年7月に4隻による尖閣諸島周辺の我が国領海への侵入事案が発生した。
- さらに、平成24年9月11日に我が国が尖閣諸島のうち3島（魚釣島・北小島・南小島）の民法上の所有権を、民間人から国に移したことを口実として、同月14日以降、中国公船が荒天の日を除きほぼ毎日接続水域に入域するようになり、最近でも、毎月3回程度の頻度で領海侵入を繰り返している。
- 平成27年12月22日には、外観上、明らかに機関砲を搭載した中国公船による接続水域への入域が初めて確認され、同月26日以降は当該船舶による領海侵入も発生している。

(2) 中国公船の増強

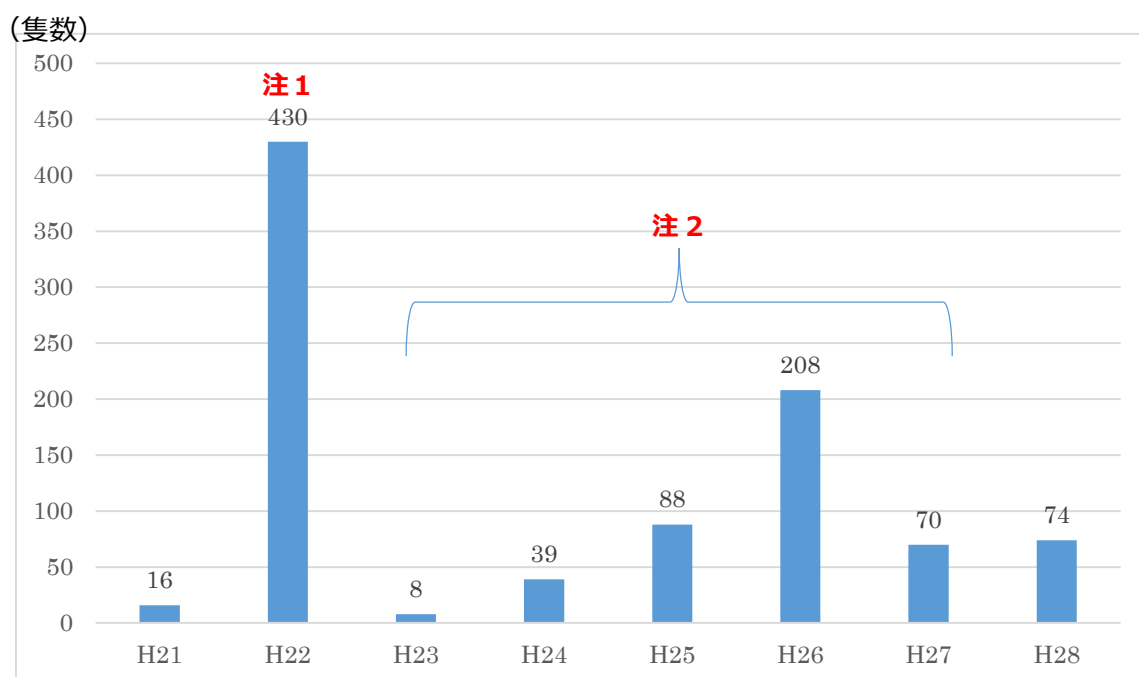
下図に示すとおり、平成24年における1000トン以上の大型中国公船の勢力は40隻であったが、3年後の平成27年には、その3倍の120隻を保有するに至るなど著しい体制強化が確認されている。また、各種公開情報によれば、今後平成31年までに135隻まで増強することが見込まれている。



(参考 2) 尖閣諸島周辺海域における中国漁船の操業について

(1) 例年夏の禁漁期が明けると8月以降、東シナ海においては、約1000隻を超える中国の漁船が操業しているのを確認している。また、尖閣諸島周辺海域においても、数百隻が主にトロール操業により、ウマヅラハギやアジ、サバ等を漁獲しているのを確認している。

(2) 尖閣諸島周辺海域における中国漁船の退去警告隻数の推移



(平成 28 年 8 月 8 日午後 6 時現在)

注 1) 平成 22 年 9 月には、中国漁船公務執行妨害等被疑事件が発生。同年は、中国漁船に対し、年間 430 隻の退去警告を実施。

注 2) 平成 23 年の 8 隻以降、平成 26 年には 208 隻の 26 倍に増加したが、海上保安庁による対応を強化したところ、平成 27 年には 70 隻にまで減少。

(問い合わせ先)
内閣官房副長官補室
参事官補佐 小寺 次郎／大戸 貴之
TEL：03-3581-0208

海上保安庁総務部政務課 政策評価広報室
海上保安報道官 大達 弘明
TEL：03-3591-9780

外務省 アジア大洋州局 中国・モンゴル第一課
首席事務官 石飛 節
TEL：03-5501-8000 (内線：2424 番)